

大口町告示第29号

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱の一部 を改正する要綱

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱（平成20年大口町告示第84号）の一部を次のように改正する。

様式第2及び様式第4中

「備考

- 1 この処分による決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大口町に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分による決定の取消しの訴えは、上記の異議申立てにかかる決定の送達を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができることとされています。
- 3 この処分による決定の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経たあとでなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損避けるため緊急の必要があるとき、③その決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができる。

」を

「備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求することができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経

た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる

合があります。」に

改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。